

－ 補足資料や進んだ学習項目 －

# 消費税の会計処理 【基本・応用】

対象： **基本** **応用**

『コンピュータ会計 初級テキスト／基本テキスト』の入力練習では、消費税を段階的に学ぶために簡易課税制度を利用した処理になっています。

また、『コンピュータ会計 応用テキスト』は、「本則課税、税抜経理方式、内税入力」の設定を前提に取引事例の入力練習が用意されています。

なお、新聞の購読や飲食料品の購入などの軽減税率が適用される取引の入力練習は、取りあげていますが、免税事業者から仕入れる取引はありません。

この学習支援コンテンツでは、『コンピュータ会計テキスト』での消費税設定を確認したうえで、インボイス制度の実務処理について基本的なことを学びます。

まずは、消費税の仕組みと「インボイス制度」の内容を確認し、インボイス制度導入の経過措置や弥生会計の消費税設定とデータ入力方法を学びます。

## 目次

1. 「コンピュータ会計テキスト」における消費税の処理について .....	1
2. 消費税の概要について .....	2
(1) 消費税とは	
(2) 消費税の納税について	
3. 「インボイス制度」について .....	4
(1) インボイス制度導入後の消費税計算	
(2) インボイス制度の経過措置と負担軽減措置	
4. 弥生会計の消費税設定とデータ入力について .....	6

## 1. 「コンピュータ会計テキスト」における消費税の処理について

『コンピュータ会計 初級テキスト／基本テキスト』の入力練習では、消費税を段階的に学ぶために簡易課税制度を利用した会計処理になっています。簡易課税制度とは、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が適用を受けることができる制度で、仕入時に支払った金額に関係なく、売上高に対する消費税額(預かった消費税)の一定割合を支払った消費税額(仕入れ等に対する消費税額)とみなして、納付する消費税額を計算します。

簡易課税制度の場合、預かった消費税額(課税売上高の一定割合)の計算のみで支払った消費税の計算は不要ですが、基本テキストでは練習のために、軽減税率対象取引の入力に際して、税区分で「課税対応仕入8%(軽)」を選択して入力する説明がされています。

同様に、お祝い金や香典のように対価性のない慶弔見舞金の処理については、消費税の課税対象外(不課税)として、入力する際は「対象外仕入」に変更する説明がされています。

『コンピュータ会計 応用テキスト』は、「本則課税、税抜経理方式、内税入力」の消費税設定で取引事例の入力練習が用意されています。

なお、第2章の例題である「さかな電子販売株式会社」の消費税の設定は、公益社団法人全国経理教育協会主催「コンピュータ会計能力検定試験」の出題形式に合わせて、売上高と仕入高に関する勘定科目だけは、証ひょう類の税抜表示価額を入力することを前提に科目の「税計算区分」を「外税」に設定しています。

つまり、「仕入高」勘定を選択して税抜金額を入力すると自動的に仮払消費税額が計算・表示されます。同様に、「売掛金」勘定に税込金額を入力して、相手勘定科目に「売上高」勘定を選択すると自動的に仮受消費税額が計算・表示されます。この時、「仮払消費税等」勘定と「仮受消費税等」勘定には、消費税額が自動的に計上されています。(科目の「税計算区分」の設定に関する説明は、応用テキスト45ページを参照のこと)

### 【応用テキスト58ページ】

#### 参考

商品税込110円(税抜100円)を掛けて仕入れ、  
税込275円(税抜250円)で掛販売した。(カサゴ電子株／さわら工業株)

※注意: 実際に入力した場合は、確認後に必ず伝票を削除または修正してください。

日付(D): 09/02

借方科目／補助	借方金額	貸方科目／補助	貸方金額	摘要
仕入高	100 10	買掛金 カサゴ電子株	110	商品 掛仕入
売掛金 さわら工業株	275	売上高	250 25	商品 掛売上

消費税額が自動で処理されます。この仕訳を入力した場合、「仮払消費税等」勘定に10円、「仮受消費税等」勘定に25円が計上されていることを会計ソフトで確認してみましょう。

## 2. 消費税の概要について

### (1) 消費税とは

消費税は、会社や個人事業者が国内で事業として行った取引でかつ、対価を得て行う取引と輸入取引に対してかかる税金で、商品・サービスの価格に上乗せされます。

事業者は、売上金額に消費税を上乗せして代金を受け取りますが、仕入や経費を支払う際に消費税を上乗せして支払います。

つまり、消費税は、売り上げで受け取った消費税から仕入れで支払った消費税を差引計算して、その差額分を納付することになるので、事業主が消費税を負担することはありません。

「対価を得て」とは、商品(もの)の受け渡しやサービスの提供とお金の支払(受取)との間に対応関係や因果関係があるということなので、得意先に対してお祝い金や香典などの慶弔見舞金を支払った場合は、この要件にあたらないので消費税はかかりません。このような取引を一般的に課税対象外(不課税)取引といいます。

また、給与の支払等は、雇用契約にもとづく労働の対価であり、「事業」として行うものではないので課税の対象から除外されます。

一方、収入印紙や商品券、プリペイドカードなどの購入、利息の支払・受取、保険料の支払、または学校の入学金や授業料、医療費などは、消費税の性格上、税金をかけること(課税)が望ましくない取引や社会政策上の配慮から消費税を課税しません。このような種類の取引を非課税取引といいます。

また、2019年10月から税率が10%へ引き上げられましたが、同時に軽減税率制度が導入されました。この制度は、消費者が日々の生活において消費しているものに係る消費税増税分を軽減することを目的として導入されたもので、具体的には「飲食物品(酒類・外食を除く)」と「週2回以上発行される定期購読新聞」に対して税率8%をそのまま据え置くことになりました。これにより、標準税率(10%)と軽減税率(8%)という複数の税率が適用されることになりました。

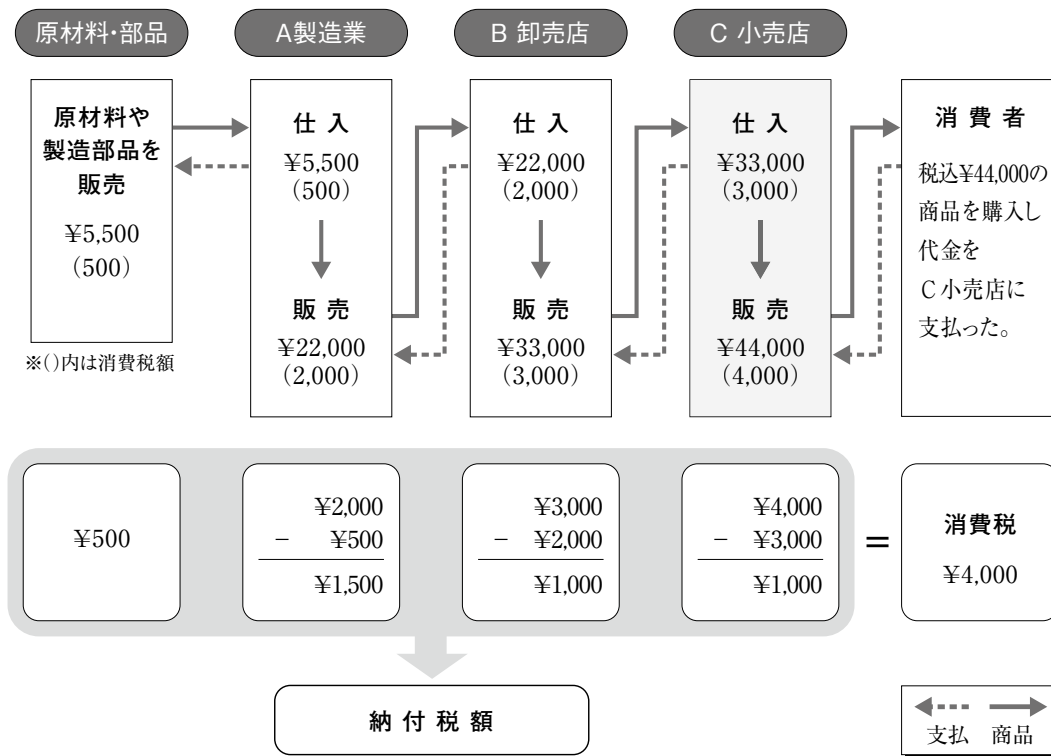
### (2) 消費税の納税について

消費税は、次ページのように、消費者が消費税の税込商品を購入するまでにいくつもの取引を重ね、取引ごとに消費税分を上乗せしていくこととなりますが、最終的に消費者が負担する税金です。

事業者は、売上時に受け取った消費税から仕入時に支払った消費税を差し引いた差額分を納付するので、事業主が消費税を負担することはありません。

なお、基準期間(個人事業者は前々年、会社は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納付が免除される免税事業者となります。

【基本テキスト129ページ】



この事例で、たとえば、C小売店の場合、消費者への売上時に消費者から¥40,000の商品代価と消費税¥4,000を受け取っています。しかし、この商品をB卸売店から仕入れする際に、仕入代価¥30,000と消費税¥3,000を支払っています。

C小売店が納付する消費税額は、売上時に受け取った消費税¥4,000から仕入時に支払った消費税¥3,000を差し引いた差額分¥1,000を税務署に納付することになります。

消費税の税額計算時に、支払った消費税¥3,000を差し引くことを「仕入税額控除」と呼びます。

### 3. 「インボイス制度」について

インボイスとは、一定の記載要件を満たした請求書などの書類を指し、正式には「適格請求書」といいます。2023年10月1日から開始された「インボイス制度」は、正式名称を「適格請求書等保存方式」といい、複数税率に対応した消費税額を正しく計算するための制度のことです。

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」において、「適格請求書等（インボイス）」に記載する項目は、原則として①発行事業者の氏名または名称および登録番号 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率 ⑤税率ごとに区分した消費税額等 ⑥書類の交付を受ける事

業者の氏名または名称の6項目です。

なお、小売業や飲食業、タクシー業界など、不特定多数の方を相手とする事業者の場合は、取引のたびに要件を満たした適格請求書を発行するのは負担になるので、適格請求書の記載項目を簡略化した適格簡易請求書(簡易インボイス)の発行が認められています。

この適格簡易請求書の見本は、基本テキストの132ページに掲載されており、具体的には書類の交付を受ける事業者の氏名または名称の省略と税率ごとの取引金額合計、及び適用税率または税率ごとの消費税額等が記載されたものです。

## **(1) インボイス制度導入後の消費税計算**

インボイス制度における消費税の計算を先の事例で説明すれば、次の通りです。

事例で説明したC小売店が納付する消費税額は、売上時に受け取った消費税¥4,000から仕入時に支払った消費税¥3,000を差し引いた差額分¥1,000を税務署に納付すると説明しましたが、この支払った消費税¥3,000を差し引く「仕入税額控除」を適用するためには、C小売店は売り手であるB卸売店が交付する適格請求書の受領と保存が必要になりました。

仮に、B卸売店が免税事業者の場合、免税事業者は適格請求書(インボイス)を交付できませんので、C小売店は仕入税額控除ができません。

つまり、C小売店は、売り手であるB卸売店が発行する適格請求書がなければ、支払った消費税¥3,000を差し引く「仕入税額控除」の適用ができないので、結果として、C小売店の消費税納税額は¥1,000から¥4,000に増えます。

適格請求書を発行できる事業者になるためには、適格請求書発行事業者として登録する必要があり、免税事業者は登録することで課税事業者になるため、消費税の申告・納税義務が発生することになります。そもそもB卸売店が課税事業者の場合は、登録するだけなのでB卸売店のデメリットはありません。

C小売店は、売り手であるB卸売店が免税事業者で適格請求書の交付ができない場合、C小売店の消費税の納税額が¥1,000から¥4,000に増えるので、適格請求書を発行できる他の卸売店(課税事業者)からの仕入れを検討するか、または、B卸売店に対して合意を取って価格を値下げする交渉がなされる可能性があります。

つまり、免税事業者からの取引を敬遠される可能性があり、これまで免税事業者だった事業者も課税事業者になることを考えなければならない場合もあると思われます。

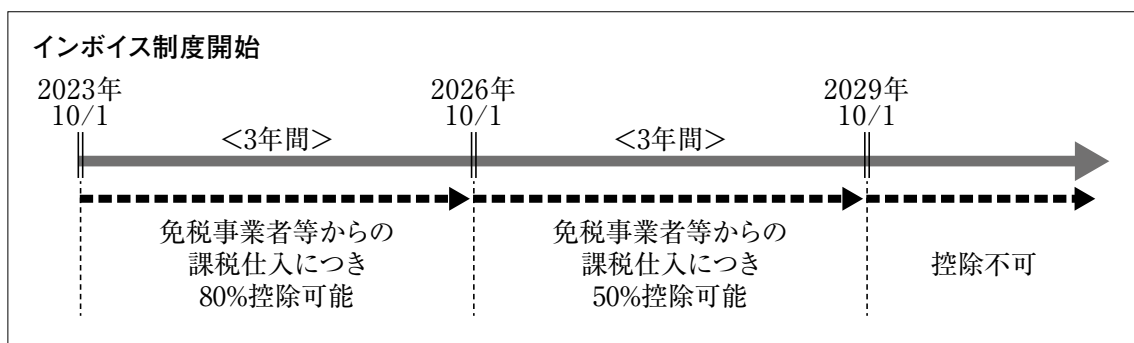
なお、取引先(売上先)であるC小売店にはインボイス制度の経過措置の適用があり、一定期間の間、免税事業者からの仕入税額の一定割合が仕入税額控除の対象になるので、まったく仕入税額控除ができないわけではありません。次の項目で説明します。

## (2) インボイス制度の経過措置と負担軽減措置

すでに説明した通り、インボイス制度が導入されたことにより免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から仕入れた際に支払った消費税は、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

インボイス制度の導入により免税事業者等との取引がある課税事業者の急激な負担を軽減するために、仕入税額控除の経過措置が設けられています。

この仕入税額控除の経過措置が設けられることにより、2023年10月のインボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れでも仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除することができます。



※この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書等保存形式の記載事項に加え、たとえば「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入である旨を記載した帳簿の保存が必要です。なお、免税事業者等から受領した請求書等に、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない場合、これらの項目に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められています。

次に、2023年10月1日～2029年9月30日までの期間は、一定規模以下の事業者は帳簿に必要事項を記載して保存することで、税込1万円未満の仕入や経費について適格請求書がなくても仕入税額控除の適用を受けることができます。この経過措置を少額特例と呼びます。少額特例は、仕入先が免税事業者の場合も利用できます。

なお、少額特例を受けることができる事業者は、基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が適用対象となります。

また、帳簿に記載が必要な事項は、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容（軽減税率対象の場合はその旨）、④課税仕入れに係る支払対価の額です。

最後に、インボイス制度の導入により、免税事業者から適格請求書の発行事業者として課税事業者になった事業者を対象に、事務作業の増加や利益の減少を防ぐために「2割特例」という軽減措置が設けられました。

この「2割特例」という軽減措置は、2026年9月30日まで利用することが可能で、簡易的に「売上にかかわる消費税×20%」という計算により納税額を算出します。

また、本来、取引後の減額や相手方から返品を受けた時は、適格返還請求書の送付が必要ですが、振込手数料の負担や事務処理の増大を懸念して1万円未満の値引や返品の場合は適格請求書の発行が不要という負担軽減措置があります。(対象事業者や期間設定はない)

## 4. 弥生会計の消費税設定とデータ入力について

現在、使用中のデスクトップ版の弥生会計ソフトがインボイス対応版になっているかを確認します。確認方法は、マイポータル内にある〈バージョン情報〉で確認するか、メニューのヘルプのプルダウンリストにある〈バージョン情報〉で確認します。

弥生会計23の場合はVer29.2.1以降、または、弥生会計24の場合はVer30.0.1以降がインボイスに対応した製品バージョンです。インボイスの対応は、2023年(令和5年)10月1日以降から自動的に対応します。

次に、設定メニューにある〈消費税設定〉、または、クイックナビゲーターの導入カテゴリにある〈消費税設定〉をクリックし、消費税設定画面で事業者区分(免税/課税)と課税方式(本則課税/簡易課税)が正しく選択されているかを確認します。簡易課税の場合は「仕入税額控除」の情報入力は必要ありません。

消費税設定		
事業者区分	課税	課税期間開始日設定...
課税方式	本則課税	
仕入税額控除	比例配分	
経理方式	税抜	内税入力
売上等	税抜	内税入力
固定資産・繰延資産	税抜	内税入力
棚卸資産	税抜	内税入力
経費等	税抜	内税入力
その他	税抜	内税入力
税端数処理	切り捨て	
簡易課税事業区分	第一種事業	

経過措置設定
<input checked="" type="checkbox"/> インボイス少額特例の適用対象に該当する

なお、年度途中で免税事業者から課税事業者(本則課税/簡易課税)になった場合は、「課税期間開始日設定」画面で課税事業者に変更となる日付を「登録日」に指定します。

本年度の期首から課税事業者(本則課税/簡易課税)の場合は、課税期間開始日設定を行う必要はありません。

次に、本則課税の場合でインボイス少額特例の適用を受ける場合は、「経過措置設定」の「インボイス少額特例の適用対象に該当する」のチェックを入れます。

課税方式で「本則課税」を選択した場合、インボイス制度で必要な設定項目欄として「請求書区分」と「仕入税額控除」の箇所が帳簿伝票画面の右側に表示されます。

科目設定画面で設定した[請求書区分]が初期値として表示され、[仕入税額控除]は表示される[請求書区分]によって自動で設定されます。

受け取った請求書にインボイスが交付されているか、または、免税事業者等からの請求書か、によって、適格請求書の場合は「適格」を選択し、適格請求書でない場合は「区分記

載]を選択します。「区分記載」を選択した場合は、経過措置の控除割合を選択します。

また、インボイス少額特例を設定した場合、帳簿や伝票から入力した仕入等の取引については1行に入力した金額が税込1万円未満の場合は「インボイス少額特例適用」と判断され、請求書区分で「区分記載」が選択された時に仕入税額控除は「100%」が表示されます。

消費税法では、少額特例を適用する場合、その判定単位は課税仕入に係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、1回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定します。

弥生会計の帳簿・伝票から商品ごとに複数行の取引入力を行った場合は、行ごとに入力された金額で自動判定されるので、1回の取引の合計額が1万円を超える場合には、手入力での仕入税額控除を適切な控除割合に修正します。

なお、免税、課税(簡易課税)を設定した場合は、インボイスの設定項目である[請求書区分][仕入税額控除]の設定は不要なため表示されません。